

宮城県告示第 623 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定により、知事を所轄庁とする助成対象学校法人（同条第 1 項に規定する助成対象学校法人をいう。）が同条第 2 項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和 7 年度の計算書類及びその附属明細書について受ける監査から適用する。

令和 7 年 10 月 31 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）が作成されているかどうかについて監査を受けること。